

タヌキの里づくり実行委員会設置要綱

平成16年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、国指定天然記念物「向島タヌキ生息地」におけるタヌキの保護増殖とそれに関わる生息環境の整備・向島の活用を目的として、市長が委任したタヌキの里づくり実行委員(以下「委員」という。)で構成するタヌキの里づくり実行委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 委員会は、向島タヌキ生息地について市長に協力し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) タヌキの保護増殖事業、生息環境の整備、向島の活用に対する指導・助言
- (2) 「向島タヌキ生息地」保存管理基本計画の見直しに関わり、新たな管理計画の策定に対する指導・助言

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代理する。

(解嘱)

第4条 委員は、次に掲げる条件を具備し、かつ、業務の遂行に相当と認められる者を市長が委任する。

- (1) 動物学、植物学の専門的な知識を有し、かつ向島タヌキ生息地について精通していること
- (2) 向島に在住し、又は向島の公共施設に勤務し、かつ、向島を体験活動や環境教育の場として活用することに強い関心をもつこと。

(委任の期間)

第5条 委員の委任期間は、4月1日より翌々年の3月31日の2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委任期間の途中において、欠員の補充として委任する場合は、前任者の残任期間とする。

(解職)

第6条 委員が次のいずれかに該当する場合は、市長は、これを解職することができるものとする。

(1) この要綱の目的に反する行為をなし、委員として不適格と認められる場合

(2) 心身に故障をきたし、業務の遂行が不能と認められる場合

(3) 本人から辞職の申し出があった場合

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、防府市文化スポーツ観光交流部文化振興課において処理する。

附 則

本要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。